

令和3年1月14日

保護者の皆様へ

愛知県立半田特別支援学校長

緊急事態措置を受けた対応について

この度、令和3年1月13日付で、特別措置法に基づき愛知県に緊急事態宣言が出されました。これにより、本県の地域感染レベルについて「レベル3」に引き上げるとの通知がありました。今回の通知による学校対応は、次のとおりです。

1 学校運営の基本方針

感染症対策をさらに徹底した上で学校教育活動を継続していく。

2 感染対策

(1) 御家庭へのお願い

- ア 家族を含めた毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校しない。また、同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合も登校を控える。
- イ 同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、検査で陰性が判明するまでは、登校しない。
- ウ 下校後の不要不急の外出は控える。

(2) 学校における感染対策

- ア 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するよう指導する。
- イ 教室等の常時換気を実施する。なお、室温低下による健康被害が生じないよう児童生徒に暖かい服装に心がけるよう指導する。
- ウ 給食は、会話をしないで食べ、食後は速やかにマスクを着用するよう指導する。
- エ 感染拡大していることの不安から、学校を休ませたいとの相談を受けた場合は、欠席扱いとしない

(3) 教育活動上の配慮

- ア 感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。
 - ・ 近距離で対面形式となるグループワーク
 - ・ 近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ・ 音楽における「室内における近距離での合唱」及び「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 近距離で活動する共同制作等の表現活動（美術）や調理実習（家庭）及び実験、観察
 - ・ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数で行う場合は、十分な距離をとる。

イ 部活動

生徒の安全確保を優先し、緊急事態宣言が解除されるまでの間、部活動は実施しない。

(4) 教職員の感染対策

- ア 教職員も常日頃から健康管理を徹底し、感染対策を徹底する。
- イ 家族以外との不要不急の会食や20時以降の不要不急の外出をしないよう周知徹底する。

以上、今回の通知を受けて本校の対応をお示ししました。御家庭と一層の連携を図り、この難局を乗り越えていきたいと思っております。どうぞ御理解と御協力をよろしくお願いします。

なお、近日中に「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」（改訂版）をお届けします。